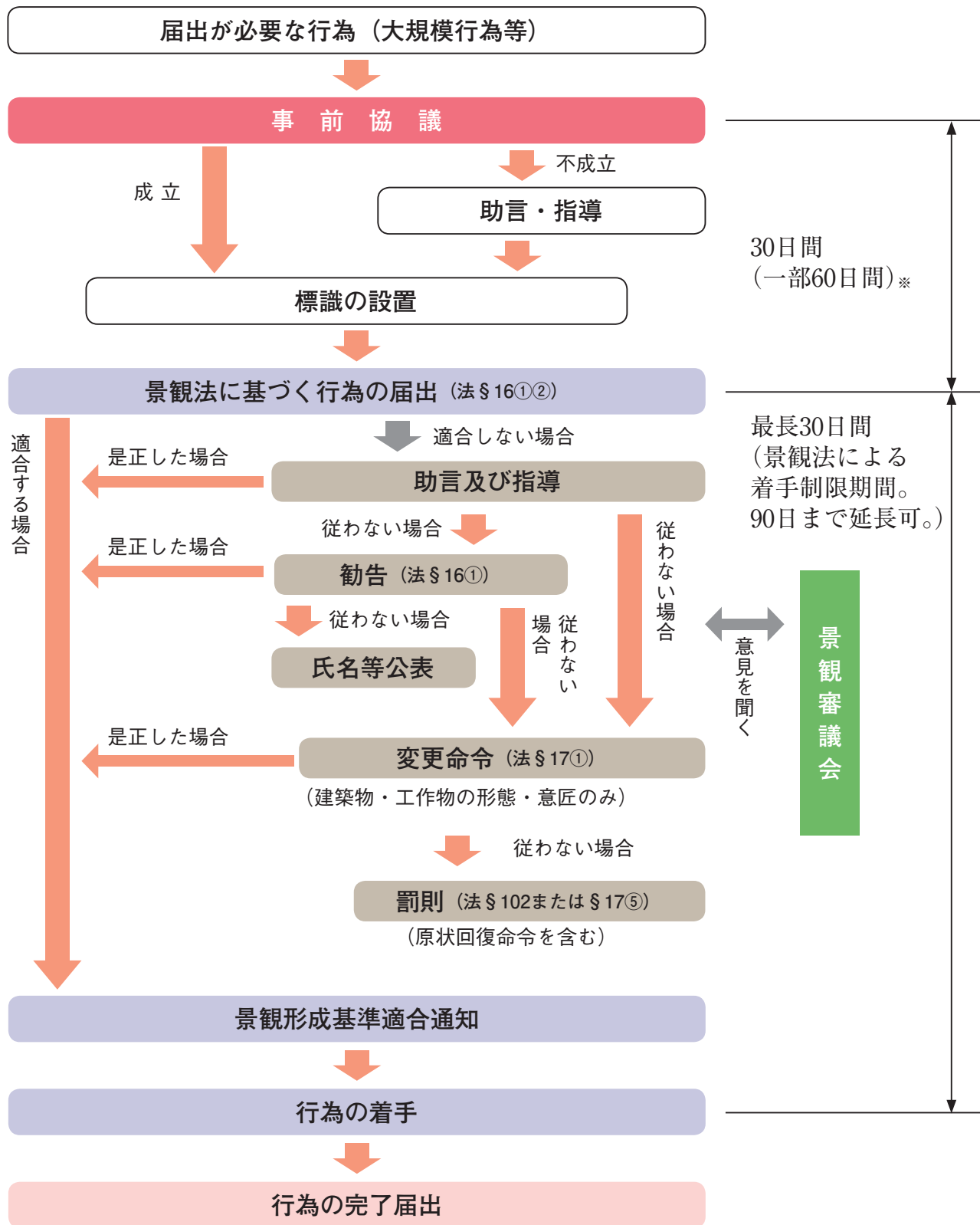


◎届出対象行為の概要

景観計画の 区域の区分	景 観 計 画 区 域			
	会津若松市全域 (景観重点地区を除く)	景 観 重 点 地 区		
		鶴ヶ城周辺地区 (鶴ヶ城公園地区) 〔沿道景観形成地区〕	磐梯山・猪苗代湖 周辺地区	その他の地区
届出が 必要な行為				
建 築 物	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ10m以上 ・3階建て、かつ延床面積500㎡以上 ・延床面積1,000㎡以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ5m以上 ・延床面積10㎡以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・延床面積10㎡以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ10m以上 ・3階建て、かつ延床面積500㎡以上 ・延床面積1,000㎡以上
工 作 物	<ul style="list-style-type: none"> ○擁壁、垣、さく、塀等 ・高さ5m以上 ○煙突等 ・高さ10m以上 ○電線路等の支持物 ・高さ20m以上 ○高架水槽等 ・高さ10m以上 ・築造面積1,000㎡以上 	<ul style="list-style-type: none"> ○擁壁、垣、さく、塀等 ・高さ1.5m以上 ○煙突、電線路等の支持物等 ・高さ5m以上 ○高架水槽等 ・高さ5m以上 ・築造面積10㎡以上 	<ul style="list-style-type: none"> ○擁壁、垣、さく、塀等 ・高さ1.5m以上 ○煙突、電線路等の支持物等 ・高さ5m以上 ○高架水槽等 ・高さ5m以上 ・築造面積10㎡以上 	<ul style="list-style-type: none"> ○擁壁、垣、さく、塀等 ・高さ5m以上 ○煙突等 ・高さ10m以上 ○電線路等の支持物 ・高さ20m以上 ○高架水槽等 ・高さ10m以上 ・築造面積1,000㎡以上
開 発 行 為	<ul style="list-style-type: none"> ・面積3,000㎡以上 ・法面の規模が高さ5m以上、かつ延長10m以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・面積500㎡以上 ・法面の規模が高さ1.5m以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・面積300㎡以上 ・法面の規模が高さ1.5m以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・面積3,000㎡以上 ・法面の規模が高さ5m以上、かつ延長10m以上
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・面積3,000㎡以上 ・法面の規模が高さ5m以上、かつ延長10m以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・面積500㎡以上 ・法面の規模が高さ1.5mを以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・面積300㎡以上 ・法面の規模が高さ1.5m以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・面積3,000㎡以上 ・法面の規模が高さ5m以上、かつ延長10m以上
木竹の伐採			<ul style="list-style-type: none"> ・高さ10m以上 ・伐採面積300㎡以上 	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ3m以上 ・面積500㎡以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ1.5m以上 ・面積100㎡以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ1.5m以上 ・面積100㎡以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ3m以上 ・面積500㎡以上
水面の埋立て又は干拓	<ul style="list-style-type: none"> ・面積3,000㎡以上 ・法面の規模が高さ5m以上、かつ延長10m以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・面積500㎡以上 ・法面の規模が高さ1.5m以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・面積300㎡以上 ・法面の規模が高さ1.5m以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・面積3,000㎡以上 ・法面の規模が高さ5m以上、かつ延長10m以上



【主な改正点】

- ・ 事前協議の義務化
- ・ 届出から30日間、法による行為の着手制限 (景観形成基準適合通知を市より発出することにより、制限期間を短縮することができる。)
- ・ 行為地への標識の設置の義務化
- ・ 形態・意匠に関する変更命令による是正措置

※・ 高さ31mを超える建築物・工作物
 ・ 延床面積15,000㎡を超える建築物
 これらに該当する特に大規模な物件については、行為の届出60日前に事前協議書の提出が必要です。